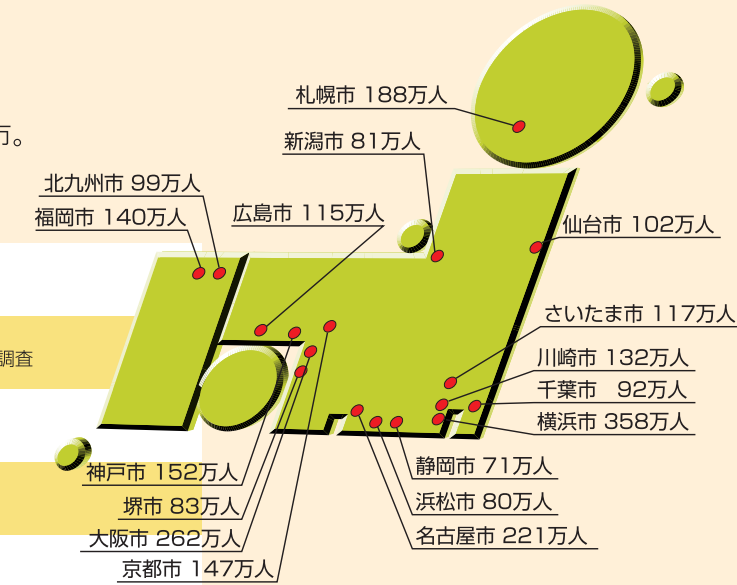


## 全国の政令指定都市

平成19年4月現在、政令指定都市は全部で17市。  
いずれも日本を代表するような大都市です。



### さがみはらの人口・市域

(平成19年4月1日現在)

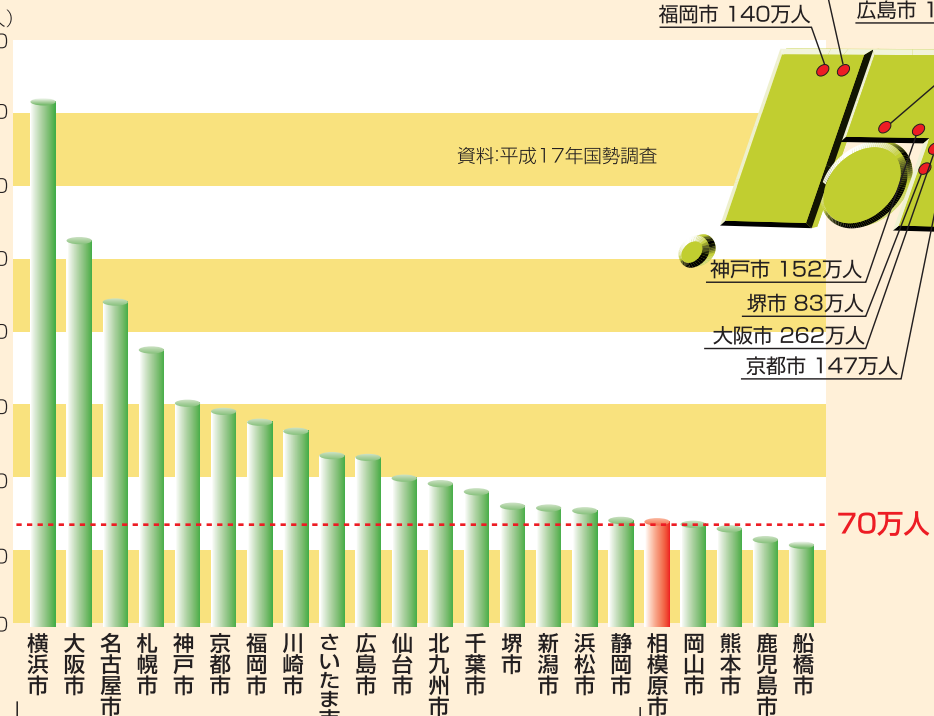
人口 703,178人

782都市中(特別区を除く)  
18番目に人口が多い都市

面積 328.84km<sup>2</sup>

南北22.0km

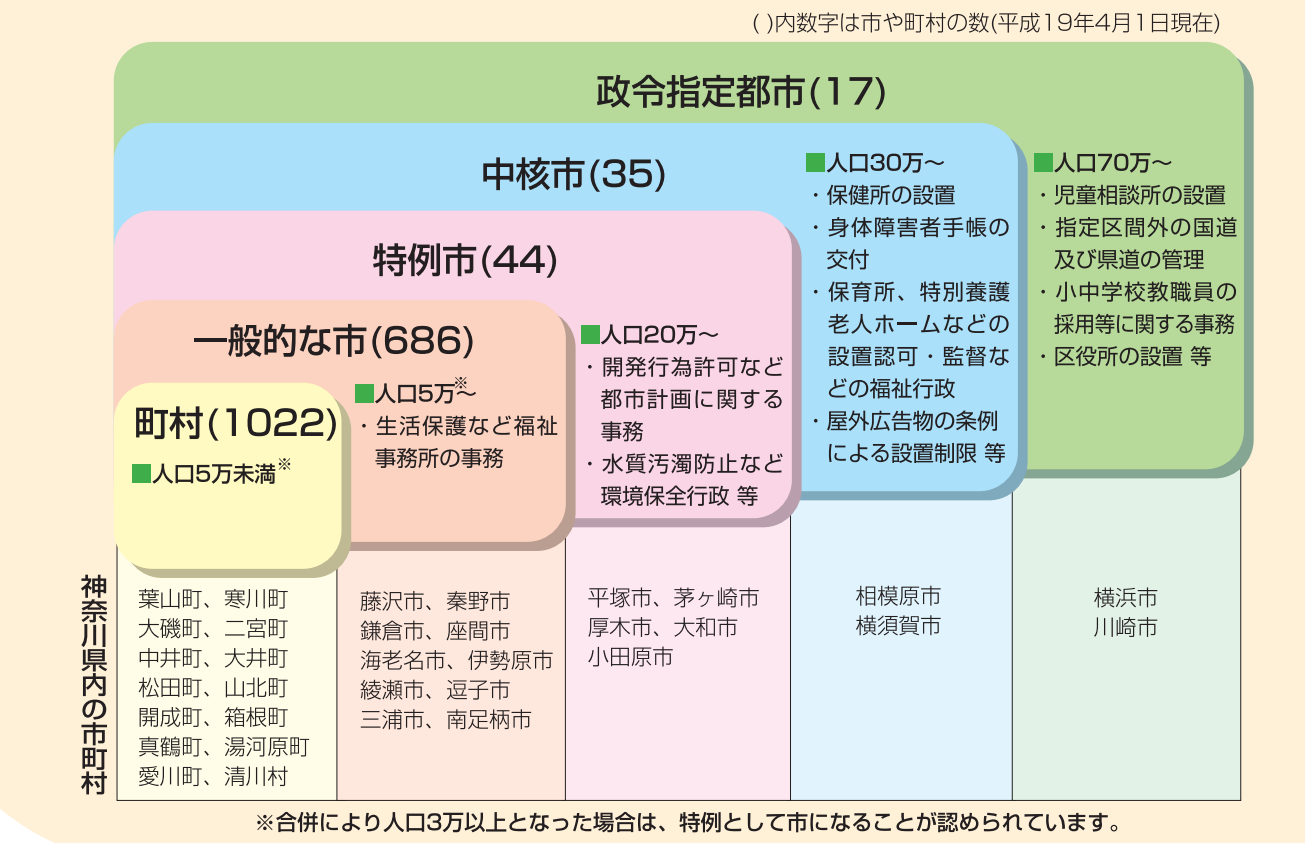
東西35.6km



政令指定都市(新潟市・浜松市は平成19年4月1日に移行)

## 規模別 都市の制度と移譲事務

人口や産業が集中する大都市になるほど、行政サービスも高度で専門的なものが必要となります。  
政令指定都市は、現在の地方自治制度上、最も主体的・自立的な都市の行財政運営ができる制度といえます。規模別の都市の制度には、次のようなものがあります。



## 広域交流拠点都市としての発展性

相模原市は、東京都心から約30~60kmに位置しており、北部は東京都、西部は山梨県と接しています。市域を縦横に幹線道路や鉄道路線が走り、東京都心や横浜に直結する広域交通網が発達しています。

今後、さがみ縦貫道路等が整備されると、広域的な交通結節点としての機能がさらに高まり、県内外との人・もの・情報の交流が一層活発になると考えられます。さらに、リニア中央新幹線の新駅が市内に設置されれば、神奈川県北の玄関口として、全国に扉を開いた内陸拠点都市としての一層の発展が期待できます。

政令指定都市に移行することにより、例えば「津久井広域道路」の整備についても、市が自らの計画に基づいて進めていくことができるなど、自主的・自立的なまちづくりが行えるようになります。

こうした広域交通ネットワークの充実とともに、本市が持つ様々な資源を活用していくことにより、首都圏南西部における広域交流拠点都市として周辺都市をリードする存在となることをめざしています。

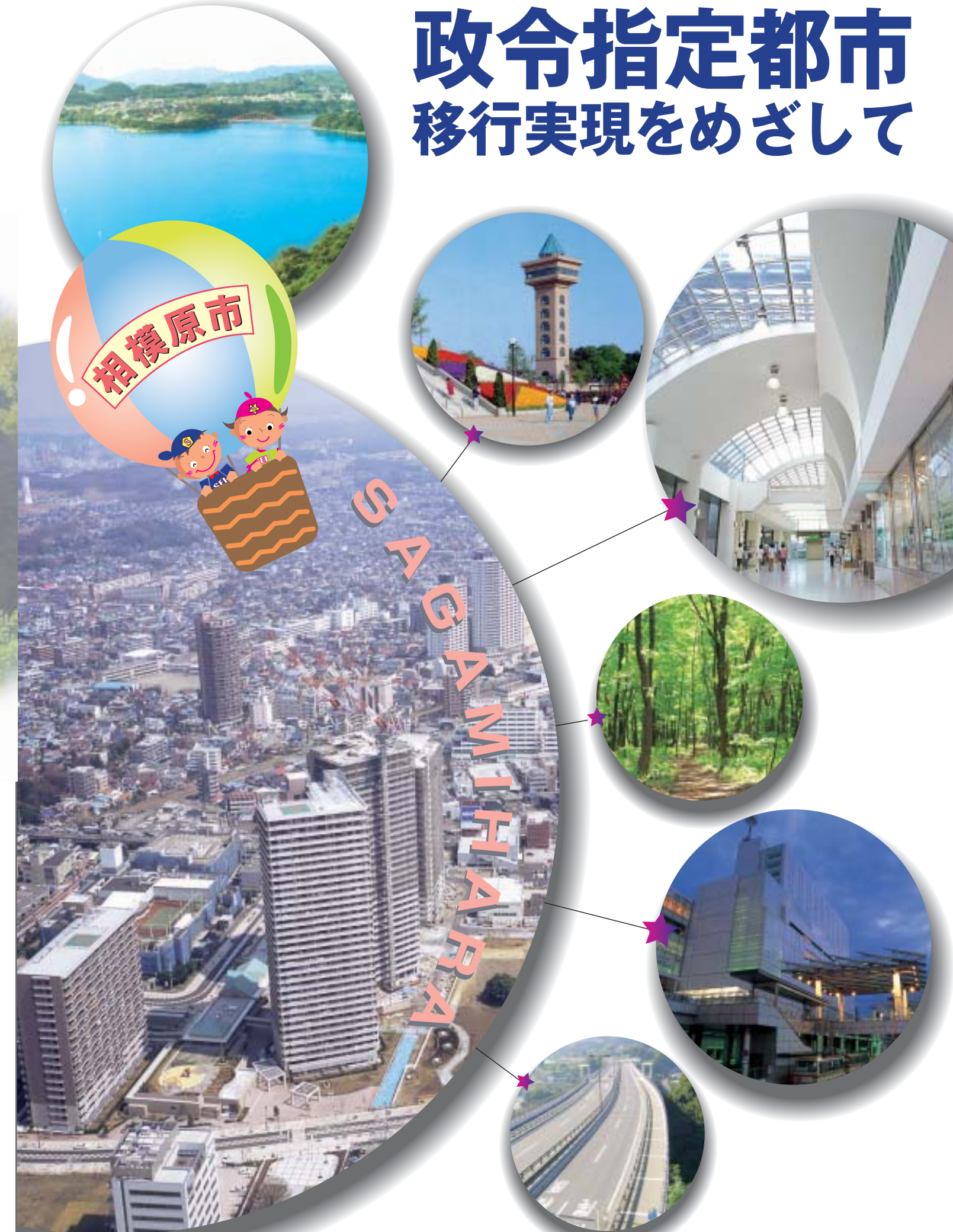
**[主要な道路交通網]** 国道16号・20号・129号・412号・413号、中央自動車道など  
**[鉄道路線]** JR中央本線・横浜線・相模線、小田急小田原線・江ノ島線、京王相模原線  
**[今後充実が期待される交通ネットワーク]**

- ◆首都圏中央連絡自動車道の一部である「さがみ縦貫道路」の整備
- ◆市の東西を結ぶ「津久井広域道路」の整備
- ◆相模大野駅と原麻駅を結ぶ「新しい交通システム」の整備
- ◆「小田急多摩線」の延伸
- ◆「リニア中央新幹線」構想



**【お問い合わせ】**  
**相模原市 企画財政局 企画部 政令指定都市推進課**  
**電話 : 042-769-8248    ファクス : 042-768-4066**  
**E-mail: seireishi@city.sagamihara.kanagawa.jp**

# 政令指定都市 移行実現をめざして



## 「中核市」から「政令指定都市」へ 今、新たな歩みの始まり。



**政令指定都市って何?!**

政令指定都市とは、どのような都市のことをいうのでしょうか。「政令で指定する人口50万以上の市」。地方自治法で決められているルールはこれだけです。しかし、実際に指定を受けた都市の状況からすると、「人口80万以上で将来的に人口100万程度に増加する見込みのある都市」ということになるようです。そのほかの要件は、人口密度や産業別就業者比率、都市形態、都市機能、行財政能力、行政区の体制など、他の政令指定都市と総合的に比較検討され、ふさわしいと認められた都市が指定を受けることになります。

一方、国の「新市町村合併支援プラン」では、大規模な合併をした市については、「政令指定都市の弾力的な指定」が検討されることになっています。平成17年4月に静岡市が移行を実現したことから、人口要件は人口70万程度に緩和されたとみなされています。



**より自立した  
都市創りのために**

相模原市長  
**加山 俊夫**

相模原市は、昭和29年11月20日、県内10番目の市として人口約8万でスタートしました。その後、人口急増や基地問題などにかかわる幾多の課題を、先人たちの英知とたゆまぬ努力によって乗り越え、現在まで着実な発展を続けています。そしてこのたび、1市4町の合併により、人口70万を擁する新しい相模原市が誕生しました。

今日の大きく変動する社会経済情勢と厳しい財政環境の中、首都圏南西部における広域的な拠点都市としての役割と責任を果たし、都市の魅力を一層高め、より自立した「新さがみはら創り」に向かって「前進」するためには、大きな権限と財源を持つことができる「政令指定都市」への移行が必要です。相模原市は、市民の皆様とともに平成22年4月の政令指定都市実現に向けて進んでまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

**さがみはらのあゆみ**

昭和	16年 4月	相模原町誕生(2町6村合併) 人口 39,718人	
	29年 11月	相模原市制施行 人口 80,409人	
	30年 7月	工場誘致条例制定(昭和36年3月廃止)	
	33年 8月	首都圏整備法による市街地開発区域第1号に指定	
	49年 11月	キャンプ湘野辺が日本政府に全面返還	
	53年 7月	相模総合補給廠一部返還(24,420㎡)	
	54年 11月	相模原市民憲章制定	
	56年 4月	米軍医療センターが日本政府に全面返還	
	60年 10月	中国・無錫市と友好都市提携	
	62年 8月	人口50万人到達	
	62年 11月	「銀河連邦」建国	
平成	2年 3月	京王相模原線が全線開通	
	3年 5月	カナダ・スカボロー市(現トロント市)と友好都市提携	
	4年 10月	全国都市緑化かながわフェア開催	
	10年 9月	かながわ・ゆめ国体開幕	
	12年 4月	相模原市保健所を開設(保健所政令市へ移行)	
	13年 11月	総合写真祭「フォトシティさがみはら」を初開催	
	15年 4月	中核市に移行	
	16年 11月	市制施行50周年	
	18年 3月	相模原市・津久井町・相模湖町合併	
	19年 3月	相模原市・城山町・藤野町合併	

# 政令指定都市への道のり



## 19年度の主な取り組み

### 1 区制の検討

政令指定都市移行に伴い、市域全体をいくつかに分け、区を設けます。今年度は、区割り(区分け方)や区役所機能、区名などの検討を進め、地域説明会等を開催し、市民の皆さんの意見をお聴きしていきます。

【他市の例】区割り(区分け方)は、人口10~20万程度を目安に、生活圈や交通事情、学区などいろいろな要素を配慮して決められています。区の数、静岡市の3区から大阪市の24区まで、市の状況によってさまざまです。

### 2 政令指定都市ビジョンの策定

首都圏における本市の役割を検討したうえで、本市がめざす政令指定都市としての理念や将来像、政令指定都市の制度を活用した発展戦略(施策のあり方)を描きます。

### 3 移譲事務について検討・調整

神奈川県と市の間で「県市連絡会議」を設置し、政令指定都市移行により県から市へ移される事務について、課題の検討や調整を行います。地方自治法で定められている児童福祉や障害福祉、都市計画などの事務をはじめ、他市の例では、1,000~1,500程度の事務が移されています。

### 4 「政令指定都市推進本部会議」の設置

市役所内の準備体制として、5月に「政令指定都市推進本部会議」(本部長:加山俊夫市長)を設置しました。5つの専門部会等を設け、区制や政令指定都市ビジョン、移譲事務など、移行に向けた準備や諸課題についての検討を進めています。

#### 【市民協議会の活動】

「相模原市政令指定都市推進市民協議会」が8月に発足。産業・経済や保健・医療、福祉、教育・文化、市民活動、労働など幅広い分野の民間団体から構成され、政令指定都市移行に向けて力を結集し、PR活動や関係機関への要望など、移行推進のための事業を展開します。

【事務局:相模原商工会議所】

## なぜ政令指定都市? メリットは?!

### 行政サービスのスピードアップ!

市民生活に関わりが深い保健福祉や土木、都市計画、教育行政などの分野で、現在県が行っている多くの事務を市が直接行うため、市民ニーズに合った的確な対応をスピーディーにできるようになります。

### 権限の移譲と新たな財源でまちづくりの自立度アップ!

県から事務と権限が移ってくるのと同時に、新たな財源(石油ガス譲与税、軽油引取税交付金、宝くじ発売収益金)が見込まれます。このことにより、市が自ら決めたことを自らの責任で推進するという「自主的・自立的なまちづくり」ができるようになります。

一方で、幅広く専門的な行政サービスをいかに効率的に実施するかなど、課題にも取り組んでいく必要があります。

### 都市の風格 まちの魅力アップ!

国内有数の大都市として認められることは、市の知名度やイメージアップにつながります。このことにより、新たな企業立地や民間投資、雇用機会の拡大、大学の進出、人口の増加…など、人、もの、情報、文化が活発に行き交い、都市の魅力がさらに高まります。

### 区ごとのまちづくりで地域力アップ!

区役所を設置して日常生活に密着したサービスを行うことは、政令指定都市制度の大きな特徴であり、メリットといえます。また、地域の実情に合わせた施策を行うなど、区ごとの個性を活かしたまちづくりを進めることができます。

#### 【区役所はどんなところ?】

区役所の機能には、一般的に次のようなものがあります。

- 戸籍、住民登録、市税、証明書発行、保健福祉等の窓口業務
- 市民相談、広報、文化・スポーツ振興など、日常生活に密着したサービス機能
- 市民との協働で、地域の特色を活かしたまちづくりを進めるための拠点的な機能

■本市の区役所機能は、現在の市役所や出張所・連絡所、総合事務所等との関係や役割分担を考慮し、検討を進めます。

■区役所の設置場所については、地域の皆さんの日常生活や交通の利便性、地域的な発展性、既存施設の活用などを考慮し、検討を進めます。

#### 【市役所はどうなるの?】

市域全体に関わる施策の企画・立案や、総合的な調整を行います。

#### 政令指定都市になった場合に市が新たに行う主な事務

分野	内容	
保健福祉	児童相談所の設置	子どもの心身の健全な発達を支援するため、より専門的な相談や一時保護を行う児童相談所を市が設置・運営することにより、児童の健全育成から権利擁護まで、一貫した対応を図ることができます。
	精神保健福祉センターの設置	心の健康に関する相談など心のケアを専門とする精神保健福祉センターを設置することにより、精神保健福祉に関する一体的な取り組みができます。
	療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行	現在は、市を経由して県が交付していますが、これらの認定・交付を市が行うことにより、事務がよりスピードアップできます。
教育	小中学校教職員の任免等	県が行っている小中学校教職員の採用等を市が行うことにより、地域に密着した、特色ある学校づくりを進めることができます。
都市計画土木	都市計画の決定権限	県道及び4車線以上の市道、一定規模以上の公園・緑地・土地区画整理事業・市街地再開発事業などの都市計画決定ができます。
	国・県道の管理	市内にある3桁の国道(129号、412号、413号)及び県道を市が管理することで、道路整備に関する地域の要望にきめ細かく対応できるほか、市内の道路を一元的に管理することができます。

※これ以外にも、県との協議により市に移ることになる事務が多くあります。